

遠距離通学等による通学費支援

遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！
申請期間は令和7年7月から令和7年12月末まで！！
令和7年4月から令和8年3月までの通学費が支援対象

◎ 対象者 (①～③の全てに該当)

①所得要件を満たす方

(※1) 両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

【計算式】

令和7年度の市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③他の通学費支援（※2）を受けていない

高校生（県立の通信制除く）、県立中学生、私立中学生（※3）

※2 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など。

※3 私立の中高は総務私学課（098-866-2074）に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※4）が15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※5）

※4 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※5 100円未満切り捨て

◎ 申請方法

今年度から電子申請を導入します！

右のQRコードを読み込み、
沖縄県電子申請サービスで申請してください。

※まずは交付申請から行ってください。

※沖縄工業高等専門学校は、電子申請不可のため、紙書類での提出をお願いします。

紙書類での提出を希望する場合は、学校事務室に提出してください。

※申請様式等は、学校事務室で配布または

沖縄県教育支援課のHPに掲載をしています。



沖縄県電子申請サービス
(交付申請)

沖縄県 遠距離通学



県HP

※申請時には、通学定期券・通学回数券の領収書、

高速バス回数券の表紙が必要です。捨てずに保管しておいてください。

【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイアル）098-866-2116